

道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令の一部改正

一 道路整備費として国が経費を支弁する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に密接に関連する事業として、以下のものを追加するものとする。

1 特定自動車（窒素酸化物又は粒子状物質の排出の抑制に資する自動車として国土交通大臣が定めるものをいう。）の購入又は特定自動車以外の自動車を特定自動車とするための改良であつて、一般乗合旅客自動車運送事業者等による旅客又は貨物の運送の用に供するために行うものに対して助成を行う事業

2 公共交通機関の利用その他自動車の運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制に資する国民の活動を促進する方策に関する調査を行う事業

3 道路及びその沿道における良好な景観の形成の推進に必要な調査を行う事業

4 駐車場における自動車等の出入を管理するシステム等の整備に対して助成を行う事業

5 軌道法による軌道事業の用に供する車両の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し

、及び提供するシステムの整備に関する調査並びに当該システムの整備に対して助成を行う事業

6 路面その他の道路の状況に関する情報を収集し、及び提供するシステム（携帯し、又は自動車に装着して使用する画像表示用装置を利用するものに限る。）の高度化に関する調査を行う事業

7 一般乗合旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃又は料金の収受システム（集積回路を内蔵するカードを利用するものに限る。）の高度化に関する調査（当該一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所及びその周辺の道路交通の円滑化に必要なものに限る。）を行う事業

8 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（緊急輸送を確保するために必要なものに限る。）の通行を妨げるおそれがある建築物の耐震改修等を行い、又は当該耐震改修等を促進する事業に対して助成を行う事業

9 道路の新設等を主たる目的とする土地区画整理事業及び市街地再開発事業その他道路交通の円滑化及び都市の再生のために必要な公共公益施設の整備に関する事業又はこれらの事業を促進する事業に対して助成（法第二条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に要する費用に係るものを除く。）を行う事業

（第一条第二項関係）

二 その他所要の改正を行うものとする。

第二 施行期日

この政令は、平成十八年四月一日から施行するものとする。

(附則関係)

政令第 号

道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号を次のように改める。

- 一 特定自動車（窒素酸化物又は粒子状物質の排出の抑制に資する自動車として国土交通大臣が定めるものをいう。以下この号において同じ。）の購入又は特定自動車以外の自動車を特定自動車とするための改良であつて、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者その他国土交通大臣が定める者による旅客又は貨物の運送の用に供するために行うものに対して助成を行う事業

第一条第二項中第九号を第十三号とし、第八号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 一般乗合旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃又は料金の收受システム（集積回路を内蔵するカード）を利用するものに限る。）の高度化に関する調査（当該一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所及びその周辺の道路交通の円滑化に必要なものに限る。）を行う事業

第一条第二項第七号中「（昭和二十六年法律第百八十三号）」を削り、「一般乗合旅客自動車運送事業（」の下に「第十二号において単に「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）で」を加え、「に限る。）」を削り、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 路面その他の道路の状況に関する情報を収集し、及び提供するシステム（携帯し、又は自動車に装着して使用する画像表示用装置を利用するものに限る。）の高度化に関する調査を行う事業

第一条第二項第六号中「調査」の下に「並びにこれらのシステムの整備に対して助成」を加え、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業の用に供する車両の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムの整備に関する調査並びに当該システムの整備に対して助成を行う事業

第一条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「電柱」の下に「（以下この号において「電線等」という。）」を、「推進」の下に「その他道路及びその沿道における良好な景観の形成の推進」を加え、「調査及び」を「調査並びに電線等の撤去の推進に必要な」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 公共交通機関の利用その他自動車の運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制に資する国民の活動を促進する方策に関する調査を行う事業

第一条第二項に次の二号を加える。

十四 地震によつて倒壊した場合においてその敷地に接する道路（緊急輸送を確保するために必要なものに限る。）の通行を妨げるおそれがある建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第一項に規定する耐震診断をいう。）若しくは耐震改修（同条第二項に規定する耐震改修をいう。）を行い、又は当該耐震診断若しくは耐震改修を促進する事業に対して助成を行う事業

十五 道路の新設若しくは改築若しくは道路の用に供する土地の造成を主たる目的とする土地区画整理事

業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）及び市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。次条第二項第一号において同じ。）その他道路交通の円滑化並びに都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上のために必要な公共公益施設の整備に関する事業又はこれらの事業を促進する事業に対して助成（法第二条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に要する費用に係るものを除く。）を行う事業

第二条第二項中「（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）」を削り、同項第一号中「都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による」を削る。

附 則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

理由

道路整備費として国が経費を支弁する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に密接に関連する事業として、一般乗合旅客自動車運送事業者による旅客の運送の用に供するために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出の抑制に資する自動車の購入に対して助成を行う事業等を追加する必要があるからである。

道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二条の政令で定める道路及び事業）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第二条の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 特定自動車（窒素酸化物又は粒子状物質の排出の抑制に資する自動車として国土交通大臣が定めるものをいう。以下この号において同じ。）の購入又は特定自動車以外の自動車を特定自動車とするための改良であつて、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者その他国土交通大臣が定める者による旅客又は貨物の運送の用に供するために行うものにして助成を行う事業</p> <p>二 公共交通機関の利用その他自動車の運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制に資する国民の活動を促進する方策に関する調査を行う事業</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 道路の地上における電線及びこれを支持する電柱（以下この号において「電線等」という。）の撤去の推進その他道路及びその沿道における良好な景観の形成の推進に必要な調査並びに電線等の撤去の推進に必要な技術の開発を行う事業</p> <p>六（略）</p> <p>七 駐車場における自動車その他の車両の出入を管理するシステム又は駐車場の利用に関する情報を収集し、及び提供するシステムの高度化に関する調査並びにこれらのシステムの整備に対して助成を行う事業</p> <p>八 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業の用に供する車両の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムの整備に関する調査並びに当該システムの整備に対して助成を行う事業</p> <p>九 道路運送法第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業（第十二</p>	<p>（法第二条の政令で定める道路及び事業）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第二条の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 自動車への粒子状物質の排出を抑制する装置の装着及び当該装置が装着された自動車の購入に対して助成（自動車の購入に対するものにあつては、当該装置の装着に伴い増加した購入費に係るものに限る。）を行う事業</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 道路の地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去の推進に必要な調査及び技術の開発を行う事業</p> <p>五（略）</p> <p>六 駐車場における自動車その他の車両の出入を管理するシステム又は駐車場の利用に関する情報を収集し、及び提供するシステムの高度化に関する調査を行う事業</p> <p>七 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イの一</p>

号において単に「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）でその路線の全部又は一部が高速自動車国道又は自動車専用道路であるもの用に供する自動車の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムの整備に関する調査を行う事業

十 路面その他の道路の状況に関する情報を収集し、及び提供するシステム（携帯し、又は自動車に装着して使用する画像表示用装置を利用するものに限る。）の高度化に関する調査を行う事業

十一 (略)

十二 一般乗合旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃又は料金の收受システム（集積回路を内蔵するカードを利用するものに限る。）の高度化に関する調査（当該一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所及びその周辺の道路交通の円滑化に必要なものに限る。）を行う事業

十三 (略)

十四 地震によつて倒壊した場合においてその敷地に接する道路（緊急輸送を確保するために必要なものに限る。）の通行を妨げるおそれがある建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第一項に規定する耐震診断をいう。）若しくは耐震改修（同条第二項に規定する耐震改修をいう。）を行い、又は当該耐震診断若しくは耐震改修を促進する事業に対して助成を行う事業

十五 道路の新設若しくは改築若しくは道路の用に供する土地の造成を主たる目的とする土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）及び市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。次条第二項第一号において同じ。）その他の道路交通の円滑化並びに都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上のために必要な公共公益施設の整備に関する事業又はこれらの事業を促進する事業に対して助成（法第二条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に要する費用に係るものを除く。）を行う事業

（国の負担金の割合の特例）

第二条 (略)

一般乗合旅客自動車運送事業（その路線の全部又は一部が高速自動車国道又は自動車専用道路であるものに限る。）の用に供する自動車の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムの整備に関する調査を行う事業

八 (略)

九 (略)

（国の負担金の割合の特例）

第二条 (略)

2 一般国道の改築（国土交通大臣が行うものを除く。次項において同じ。）で、前項各号に掲げるもの、次に掲げるもの（同項又は次条第一号の規定により国土交通大臣が指定する道路に係るものを除く。）及び土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第四条の政令で定める国の負担金の割合は、十分の五・五とする。

一 市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業又は道路のみに関する都市計画事業に係る道路の改築

3 二（略）
（略）

2 一般国道の改築（国土交通大臣が行うものを除く。次項において同じ。）で、前項各号に掲げるもの、次に掲げるもの（同項又は次条第一号の規定により国土交通大臣が指定する道路に係るものを除く。）及び土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）に係るもの以外のものに要する費用について法第四条の政令で定める国の負担金の割合は、十分の五・五とする。

一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業又は道路のみに関する都市計画事業に係る道路の改築

3 二（略）
（略）

道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

○道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「道路整備費」とは、高速自動車国道及び一般国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業（これに密接に関連する環境対策事業その他の政令で定める事業を含む。以下「道路の整備に関する事業」という。）の実施に要する国が支弁する経費をいう。

○道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（抄）

第九条（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。以下この条、第三十一条第二款、第八十八条の二第二款及び第五号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

2
5
（略）

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。
2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。
3 （略）